

## 製菓衛生師

### 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の目的

製菓衛生師の資格を定めることにより、菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。(第1条)

### 製菓衛生師とは？

製菓衛生師法では、「都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者をいう。」と定義されています。(第2条)

### 資格の取り方

製菓衛生師になるためには、各都道府県が実施している製菓衛生師試験に合格して、製菓衛生師免許申請を行う必要があります。

本県では、製菓衛生師試験を年1回実施しています。実施の際には、県公報に掲載し県下の保健所、県ホームページでご案内します。

### 受験資格は？

次のいずれかの条件を満たす者でなければ受験することはできません。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定(高等学校に入学することのできる者)する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの。
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したものの。
- (3) 昭和41年12月26日現在菓子製造業に従事した者であって、菓子製造業に従事した期間が出願日までに3年を超えるもの

### 養成施設は？

養成施設は、平成25年4月現在、熊本県内に1ヶ所あります。

施設名：学校法人 常盤学園

所在地：熊本市中央区春竹町481 電話番号：096-364-5203

### 就職状況

お菓子やパンの製造メーカーに就職される方が多いようです。

## 製菓衛生師に関するお問い合わせ先

### 熊本県保健所

有明保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 8 4
山鹿保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 4 4 - 4 1 2 1
菊池保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 3 5
阿蘇保健所衛生環境課	0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5
御船保健所衛生環境課	0 9 6 - 2 8 2 - 0 0 4 1
宇城保健所衛生環境課	0 9 6 4 - 3 2 - 0 5 9 8
八代保健所衛生環境課	0 9 6 5 - 3 3 - 3 1 9 8
水俣保健所衛生環境課	0 9 6 6 - 6 3 - 4 1 0 4
人吉保健所衛生環境課	0 9 6 6 - 2 2 - 3 1 0 7
天草保健所衛生環境課	0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 7 2

### 熊本市保健所

熊本市保健所食品保健課 0 9 6 - 3 6 4 - 3 1 8 8

山鹿市役所福祉課 0 9 6 8 - 4 3 - 1 1 6 7

(免許申請に関することのみ)

熊本県健康危機管理課 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 7 (直通)